みかん缶詰又はみかん瓶詰	次に掲げるものをいう。 一　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかんの果粒状又はさのう状の果肉を詰めたもの 二　［略］
もも缶詰又はもも瓶詰	次に掲げるものをいう。 一　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、ももの二つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 二　［略］
なし缶詰又はなし瓶詰	次に掲げるものをいう。 一　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし及び和なしの二つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 二　［略］
パインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、パインアップルの全形又は輪切り等の形状の果肉を詰めたものをいう。
くり缶詰又はくり瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、くりの外皮を除去したものを詰めたものをいう。
［削る。］	

みかん缶詰又はみかん瓶詰	次に掲げるものをいう。 一　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、みかん（Citrus reticulata Blancoに属するかんきつ類の完熟した果実をいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の果粒状又はさのう状の果肉を詰めたもの 二　［同上］
もも缶詰又はもも瓶詰	次に掲げるものをいう。 一　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、もも（Prunus persica L.に属する核果類（ネクタリン種を除く。）の完熟した果実をいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の二つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 二　［同上］
なし缶詰又はなし瓶詰	次に掲げるものをいう。 一　農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、洋なし（Pyrus communis L.又はPyrus sinensis L.に属する仁果類の完熟した果実をいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）及び和なし（Pyrus serotina Rehderに属する仁果類の完熟した果実をいう。以下この表、別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の二つ割り等の形状の果肉を詰めたもの 二　［同上］
パインアップル缶詰又はパインアップル瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、パインアップル（Ananas comosusに属する完熟した果実をいう。以下この表、別表第十九及び別表第二十の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の全形又は輪切り等の形状の果肉を詰めたものをいう。
くり缶詰又はくり瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、くり（Castanea crenata Sieb. et Zucc.又はCastanea sativa MILLERに属する完熟した果実をいう。以下別表第四及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の外皮を除去したものを詰めたものをいう。
アップルソース缶詰又はアップルソース瓶詰	農産物缶詰又は農産物瓶詰のうち、りんご（Malus domesticus Borkhausenに属する仁果類の完熟した果実をいう。以下この表及び別表第十九の農産物缶詰及び農産物瓶詰の項において同じ。）の果肉を破砕し、適度な粘ちゅう度を有するよう調製したものを詰めたものをいう。